

淡路広域水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する規則

平成11年2月24日

規則第2号

改正 平成18年8月25日 規則第1号 | 令和2年3月24日 規則第2号
平成22年3月26日 規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、淡路広域水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和57年淡路広域水道企業団条例第8号）第2条第3号の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ企業長又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 職務遂行に関し、密接な関連のある国又は他の地方公共団体若しくは公共的団体の職務に従事する場合
- (2) 職務遂行に関し、密接な関連のある国又は他の地方公共団体若しくは公共的団体が設置する審議会、委員会、学会、研究会等に出席する場合
- (3) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第51条第1項及び第2項の規定により、公務災害補償に関する審査請求若しくは再審査請求をし、又はその審理に出頭する場合
- (4) 勤務条件に関し、又は厚生活動を含む適法な目的のため、企業団当局に対し不満を表明し、又は意見を申し出る場合
- (5) 労働組合の役員選挙その他の投票に参加し、又はその事務を行う場合
- (6) 企業団又は派遣元団体の行う任用試験又は職務の遂行に必要な資格試験を受験する場合
- (7) 公益上又は職務に関連のある研修会、講演会等に参加し、又はこれらの講師となる場合
- (8) 消防法（昭和23年法律第186号）第25条による緊急な消火作業を行った場合、若しくは災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条及び第8条による災害救助作業に従

事した場合又は水防法（昭和24年法律第193号）第17条による水防作業に従事した場合

- (9) 国、地方公共団体又はこれに類する団体が主催する健全な運動競技会の業務に従事し、又は選手として出場する場合
- (10) 定期健康診断又は総合的な健康診査で企業長が定めるもの、その他企業長が認める健康診断を受ける場合
- (11) 妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があり、当該職員が適宜休息し、又は補食する必要があると認められる場合
- (12) 企業団の運営上、その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体の役員、職員等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合
- (13) 前各号に規定するもののほか、この規則に定めがない場合は、洲本市の市長の事務部局に勤務する一般職員の例による。
- (14) その他企業長が必要と認める場合

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成18年8月25日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月26日規則第8号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日規則第2号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。